

平成26年雇27号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第13条不該当処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にC県D市所在の会社A（以下「A事業所」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日、同事業所を退職した。同年〇月〇日、公共職業安定所に出頭した請求人に対し、安定所長は、A事業所の離職票では、雇用保険の受給資格が確認できないため、E県F市所在の会社B（以下「B事業所」という。）の離職票を作成し、交付した。この際、請求人は、A事業所の離職理由が「一身上の都合」となっていることについて異議を申し立てたため、安定所長は請求人から離職理由確認書の提出を求め、同日付けで受給資格の仮決定を行った。

(2) 平成〇年〇月〇日、安定所長は、離職票を交付したG公共職業安定所長（以下「G安定所長」という。）に対して離職票の補正を依頼したところ、同年〇月〇日、G安定所長より「補正不要」との回答を得た。

当該回答を踏まえ、安定所長は、同月〇日、請求人は基本手当の受給に必要な被保険者期間を満たしておらず、受給資格がないことから、法第13条不該当処分を行った（以下「本件処分」という。）。

(3) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第13条不該当処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 基本手当は、法第13条第1項により、被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上であったときに支給することとされており、さらに、同条第2項により、解雇その他の理由により離職した者、すなわち特定受給資格者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上であったときに支給することとされている。

そこで、本件についてこれをみると、請求人の離職の日以前1年間の被保険者期間は10.5か月であることから、仮に請求人の離職理由が特定受給資格者に当たるものと認められる場合には、法第13条に定める基本手当の受給資格を得ることとなると考えられる。

(2) 請求人は勤務中のトラブルを巡り、A事業所の同僚等から「故意の排斥や嫌がらせを受けた」と主張しているところ、法第23条第2項及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第36条においては、「事業主又は当該事業主に雇用される労働者から就業環境が著しく害されるような言動を受けた」場合には特定受給資格者に該当するものとされている。ただし、この場合においても、管理者が部下の職務上の失態、勤務態度又は勤務成績等に不満がある場合に注意、叱責することは通常起こり得るものと解すべきであり、このような場合には、当然には上記の基準に当てはまらないものとなる。

この基準に照らし、請求人の主張について検討すると、以下のとおりである。

ア 請求人は、勤務中のトラブルについて、上司から無理矢理謝罪をさせられたため、「故意の排斥・嫌がらせを受けた」と主張しているが、請求人が主張する出来事については、客観的に事実であるとの資料等も存在しておらず、当審査会としては、当該出来事があったと判断することはできない。

イ しかしながら、請求人の主張を踏まえ、仮に半強制的に利用客に対して謝罪を求められたという出来事があったとしても、当該出来事はあくまで一過性のものに過ぎず、請求人に対して継続的かつ執拗に嫌がらせが行われたものとは認められず、また、当該謝罪を求められた理由についても、請求人の接客姿勢を巡るトラブルが発端となっているものであり、通常考えられる業務上の注意・叱責を超えるものとは認められない。

ウ なお、請求人は利用客に謝罪するにあたり、暴行を加えられ、そのことについて、相談を受けた警察官が事実を隠蔽したとも主張するが、事業所が請求人に対して行った注意に係る当審査会の判断は上記のとおりであり、その余の事実関係については、当審査会の判断の外にあるものであるので、結論を左右しない。

(3) したがって、請求人が特定受給資格者に該当するとは言えず、あくまで請求人自身の判断によって退職したものとみることが相当であり、法第13条の規定による被保険者資格を満たしていないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第13条不該当処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。